6・3 定 意見書案第4号

改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書について

改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関して,別紙のとおり意見書案を提出する。

令和6年10月8日

旭川市議会 議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

江川あや

髙 橋 紀 博

品 田 ときえ

高 見 一 典

農業を巡っては、近年の自然災害の多発化による食料不足・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留などが発生し、ウクライナ侵攻や中東情勢の混迷など世界経済の不安定化から食料調達の激化とともに、円安などの影響もあいまって、食料やエネルギーの価格高騰が依然として続いている。さらに、世界的な気候変動による食料生産への影響が大きく、昨年では猛暑等の影響で品質低下・収量減を招き、本年も各地で高温や局地的な豪雨などで、食料を持続的かつ安定的に供給することが不安視されている。

こうした中、制定から25年が経過した農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法は、先の国会において、新たに食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念に盛り込むなど条文の一部が改正された。

しかしながら、生産現場では世界情勢の変化に対応した輸入に頼らない国内農業生産の増大を基本とした、抜本的な政策の見直しを期待していたが、食料自給率目標が一度も達成されなかったなど、これまでの農政が十分に検証されず、納得し難いとの声が上がっている。今後、来年3月までに改訂する食料・農業・農村基本計画に向けては、国内農畜産物の安定供給のほか、食料自給率向上を図る国内農業生産の基盤強化や食料安全保障としての予算確保が重要となっている。

また,適正な価格形成については,需給や品質を反映して値決めする基本は維持し, 最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから,生産現場が求める再生 産可能な価格形成となるかは不透明であり,生産コストを賄えない分は所得補償制度 の導入などが求められている。

よって,政府においては,将来にわたり持続可能な農業の発展を図り,生産現場の 意見に寄り添った農政の確立に向け,基本計画の改訂など改正基本法の実効性を確保 する等のため,次の事項について要望する。

- 1 改正基本法に基づく基本計画の改訂に当たっては、食料安全保障の強化に向けて 農業予算を拡充するとともに、国内農業生産の増大を図る意欲的な目標値を設定し、 年一回の目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具 体的な施策を講ずるなど食料自給率の向上に努めること。
- 2 適正な価格形成について、生産現場が求めるコスト上昇分を価格転嫁した場合、 消費減退などを招くことや、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしているこ とから、一方的に消費者へ負担させるのではなく、生産コストを賄えない恒常的な 赤字分については、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。

3 我が国最大の食料供給地域である北海道を、食料安全保障の確保に向けた重点地域と位置付けるとともに、食料の安定供給を図る農村地域の維持・発展に資するため、産業政策と地域政策を一体的に推進し、地域コミュニティーの維持、農村への移住・定住促進や労働力の確保、環境保全の取組など農村政策を拡充・強化すること。

以上,地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会